

医療費控除の具体例

No.	内容	条件	判定
1.治療・医療			
101	予防接種	—	×
102	インプラントなど高価な材料を使用した場合の治療費	一般的に使用されているもの	○
		著しく一般的な水準を超えるもの	×
103	歯を矯正するための費用	子どもの成長を阻害しないようにする歯列矯正，大人の咀嚼障害改善(インプラント)など社会通念上必要なもの	○
		美容目的のための歯列矯正・ホワイトニング	×
		差し歯，部分入れ歯	○
		総入れ歯	×
104	産前産後の健診費用及び交通費	—	○
		単なる健康診断の対価のようなもの	×
105	不妊症の治療費・人工授精	—	○
		特別な室料，謝礼，医師の指示でない漢方等	×
106	無痛分娩講座の受講費用	—	×
107	人工透析の費用	—	○
108	人間ドックや健康診断費用	—	×
		検査の結果，重大疾病が発見され，引き続き治療した場合	○
109	PCR 検査費用	—	×
		申告者本人分に限り，医師の診断による検査で陽性と診断された場合	○
110	大腸がん検診などの検査食	—	○
111	保健指導（メタボ検診）	—	×
		特定健康診査の結果が高血圧症と同等の状態である者に対して行われる医師の指導	○
112	マッサージ，はり代	国家資格をもつ施術者による治療	○
		カイロプラクティックなどの単なる健康維持	×
113	視力回復レーザー手術（レーシック）の費用	—	○
114	治療用コンタクトレンズ（オルソケラトロジー）	—	○
115	脱毛治療の費用	治療目的の場合	○
		かつらの購入費用	×
2.入院			
201	療養上の世話のため家事を家政婦に依頼した	親族による療養上の世話	×
		寝たきりの方などの療養上の世話	○
202	入院患者の付き添い人として頼んだ家政婦の費用	付添いの対価（交通費や食事代）の一部としての支払い	○
		心付けの謝礼（ときどきごちそうするなど）	×
203	差額ベッド代（個室料金）	—	×
		医師による指示で治療のために必要な場合，又は部屋の空きがないなど本人の意思でない場合	○
204	入院患者の食事代	—	×
		病院から給付される場合	○
205	付添い人の食事代	家政婦等	○
		親族	×
206	入院のための水枕や氷のう	—	×
		病院の指示により持参する必要があった場合	○
207	入院のための寝具，洗面具等	—	×
		病院支給のシーツのクリーニング代など	○
208	入院時のテレビや冷蔵庫の賃貸料や電気代	—	×
3.物品・薬品購入			
301	血圧計の購入費用	—	×
		医師の指示によるもの	○
302	薬局，病院の「容器代」	—	○
303	おむつ代	—	×
		医師又は村が発行した証明書がある場合	○
304	ベッドやリハビリ用の道具のレンタル等の福祉用具貸与	—	×

305	ストマ（人工肛門）用装具購入費	医師が発行した「ストマ用装具使用証明書」が場合 ※期間に注意。1年以上になる場合、証明書の再発行が必要。	○
306	松葉づえや車いすの購入費用	医師の治療を受けるための通院に要する場合 生活の補助用、歩行練習用の歩行器	○ ×
307	眼鏡の購入費用	近視や遠視の矯正 医師の治療を受けるためのもの ※医師が治療を要する症状を記載した処方箋の写しが必要。	×
308	補聴器の購入費用	「補聴器適合に関する診療情報提供書」による証明があり、 診療等のために直接必要な補聴器 通販等で購入した一般的なもの	○ ×
309	かぜ薬や湿布等の購入費用	薬事法に定める医薬品（薬事法第2条第1項該当）のみ	○
310	漢方薬、ビタミン剤や健康増進のための栄養剤、健康ドリンクの購入費用	— その費用が治療または療養に必要な場合や、医師による治療の一環としての指導	×
311	うがい薬（イソジンなど）	— 医者の指示のもとである場合	×
312	禁煙補助剤（ニコレット）の費用	医師の診断による治療のためである場合	○
4.交通費・旅費			
401	お産のため実家に帰る費用	—	×
402	通所リハビリや短期入所療養介護を受けるために必要な交通費	—	○
403	タクシー利用料金	下記のいずれかに該当する場合 ・公共交通機関がない ・緊急で公共交通機関利用不可などに病院に収容される ・出産入院時、車や電車が困難 ・出産後退院するときの帰り	○
404	領収書が出ない公共交通機関を利用しての通院	通院のために使用したかどうか分かる、利用料金、経路、日付等の記録がある場合 特急	○ ×
405	自家用車のガソリン代	—	×
406	通院のために知人に車を運転してもらった費用	労務の提供の対価 単なる謝礼程度	○ ×
407	付添い人の交通費	患者の年齢や病状から1人での通院が危険な場合	○
408	入院患者の世話のための家族の交通費	—	×
409	遠隔地の医師による治療のための旅費	遠隔地のその医師でしか治療できない場合 宿泊代、海外の病院のための渡航費	○ ×
410	医師の勧めによる湯治費用	— 認可施設での温泉治療の証明書がある場合	×
5.介護保険サービス			
501	介護老人保健施設や居宅サービスに係る費用	領収書の「医療費控除対象額」に書かれている金額 ※「医療費控除対象額」の記載がない領収書については、 村で判断できません。施設に直接確認してください。	○